

# 移動式汚泥脱水施設の設置許可手続きについて

移動式の汚泥脱水施設を使用する場合は、廃棄物処理法第15条第1項の許可を取得しなければなりません。

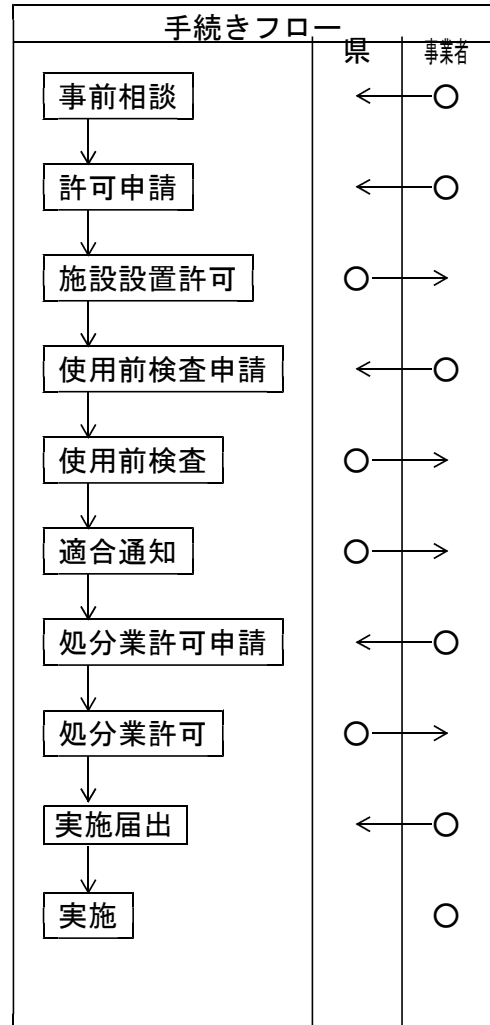
許可取得の手続きは、次のとおり行ってください。

なお、この許可手続きができるのは、次に掲げる事項全てに該当する場合のみです。（いずれかに該当しないものがある場合は、原則として稼働場所ごとの固定式許可扱いとなり、移動式としての許可申請はできません。）

- ① 排水処理施設において発生する汚泥を当該排出事業場内において処理するもの
- ② 法第15条第3項の規定に基づく周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の項目が騒音及び振動のみで足りるとする適切な理由があるもの
- ③ 処理後の脱離液は、処理する汚泥を排出した排水処理施設に返送するもの
- ④ ③による処理後の脱離液が流入することにより排水基準に適合しない排水を排出するおそれのある場合には、当該排出処理施設から排出される汚泥を処理しないもの

また、処分業許可申請については、施設設置許可を取得し、使用前検査の適合通知を受けた後に行ってください。

（処分業許可申請の手引き書は、別に作成しておりますので、そちらを参考に申請してください。）



## 1 許可申請の手続き

### (1) 申請書類の提出

イ 申請書類は、次の手順で、それぞれの窓口へ提出してください。

なお、郵送による提出は、原則として受け付けておりませんので、直接窓口へ提出してください。

仙台市内又は宮城県外にのみ 事務所及び事業場を有する事業者	県庁廃棄物対策課に提出
仙台市を除く宮城県内に事務所 又は事業場を有する事業者	事務所又は事業場所在地を管轄 する保健所に提出

※ 書類の提出場所が判らない場合は、各窓口で確認してください。

※ 管轄する保健所は別表を参考願います。

- ロ 提出された申請書等は、窓口で簡単な予備審査（書類の記載漏れや添付書類の有無等の確認）を行います。

書類が整った場合は、下記の申請手数料を貼付して提出して下さい。

設置許可申請・・・120,000円
変更許可申請・・・110,000円

- ハ 申請書類の提出部数は、正本1部です。ただし、申請者はこの他に本人控えを1部作成し、保管することをお勧めします。

- ニ 申請書、添付書類及び図面はA4サイズのファイルに綴じて提出して下さい。

## (2) 書類の審査

受理した申請書類は許可基準に基づいて審査を行います。この際、審査のため必要な書類の提出を求めたり、事務所や事業場に立入調査をすることがあります。

### ◎許可基準

- 1 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

構造耐力上安全であること、腐食防止、飛散・流出防止、騒音・振動の防止、粉じんの発生防止など

- 2 産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

公害防止関係法令による基準、環境基準などを満たす周辺の環境への適正な配慮がなされているかなど

- 3 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

① 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

((一財)日本環境衛生センターの技術管理者講習会修了書など)

② 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

- 4 申請者が法第14条第3項2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

## (3) 許可証の交付

許可証は、申請書類提出先の窓口で交付します。特別な理由により他の方法で交付を受けたい方は、あらかじめ窓口にご相談下さい。

## (4) 不許可

審査の結果、不許可となった場合は、文書で通知します。

## 2 申請書の作成

### (1) 許可申請書

記載例及び次の事項を参考に記入して下さい。

- ① 産業廃棄物処理施設の設置の場所は、仙台市を除く宮城県内での稼働予定地と、駐機場の所在地を記載すること。
- ② 産業廃棄物処理施設の種類の「移動式汚泥脱水施設」と記載すること。
- ③ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備は、別紙として平面図，立面図，断面図及び構造図を添付すること。
- ④ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項には、以下の事項を記載すること。
  - イ 排水処理施設において発生する汚泥を当該排出事業場内において処理するもの。
  - ロ 処理後の脱離液は、処理する汚泥を排出した排水処理施設に返送するもの。
  - ハ ロによる処理後の脱離液が流入することにより排水基準に適合しない排水を排出するおそれのある場合には、当該排出処理施設から排出される汚泥を処理しないもの。
- ニ 生活環境影響調査において記載した生活環境への影響を回避するための環境保全対策の内容。
- ホ 施設を稼働することを既に予定している場所がある場合は、その所在地。

### (2) 添付書類

次の書類を添付して下さい。

#### (法人・個人 共通書類)

- ① 当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - ・法施行規則第12条，第12条の2の技術上の基準(該当する部分)に適合する旨を説明できるもの。
- ② 処理工程図
- ③ 当該産業廃棄物処理施設に関する駐機場の位置図及び場内配置図
- ④ 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
  - ・(一財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会の修了証の写し等。
- ⑤ 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - ・別紙様式第1号を参考のこと。
- ⑥ 申請者に使用人(本店，支店等の代表者)がある場合は、その者について次の書類
  - イ 住民票の写し(本籍(外国人にあっては国籍等)の記載のあるもの)の原本
  - ロ 「登記されていないことの証明書」の原本
- ⑦ 生活環境影響調査の結果を記載した書類
  - ・別紙様式第2号を参考のこと。
- ⑧ 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
  - ・別紙様式を参考のこと。

### (法人用)

- ⑨ 貸借対照表, 損益計算書及び個別注記表並び株主資本等変動計算書  
・直前3年の各事業年度におけるもの。
- ⑩ 法人税納税証明書の原本  
・直前3年の各事業年度におけるもの。
- ⑪ 定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本
- ⑫ 役員（相談, 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず, 法人に対して取締役等と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）について次の書類  
イ 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）の原本  
ロ 「登記されていないことの証明書」の原本
- ⑬ 発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者があるときは, これらの者について次の書類
- 1) 上記株主等が法人である場合  
当該法人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本
  - 2) 上記株主等が個人である場合  
イ 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）の原本  
ロ 「登記されていないことの証明書」の原本

### (個人用)

- ⑨ 資産に関する調書及び直前3年の所得税の納税証明書の原本  
・資産に関する調書は別紙様式第3号を参考のこと。  
・納税証明書は税務署長の発行するもの。
- ⑩ 申請者について次の書類  
イ 住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）の原本  
ロ 「登記されていないことの証明書」の原本
- ⑪ 申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては, その法定代理人について上記イ～ハ

### 3 許可条件

移動式汚泥脱水施設の場合、許可申請時に稼働場所が特定できないことから、稼働場所ごとの生活環境保全のため、許可の条件が付与されます。許可の条件に反する行為をすると、法第15条の3の規定により、許可の取消し、改善命令、施設の使用停止命令が発せられることがあります。

○許可条件は主に次の内容が付与されることとなります。

- 排出事業場内において処理すること。
- 処理後の脱離液は、処理する汚泥を排出した排水処理施設に返送すること。
- 処理後の脱離液の流入により排水処理施設の機能に影響を生じる場合は、当該排出処理施設から排出される汚泥は処理しないこと。
- 移動式汚泥脱水施設の稼働場所の敷地境界において、その地域の騒音の環境基準及び振動の規制基準を超えることのないよう、場所に応じて必要な距離の確保を図るなどの環境保全対策を講じること。 など

### 4 使用前検査

許可を取得した移動式汚泥脱水施設は、法第15条の2第5項に基づく県の施設使用前検査を受け、申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められなければ使用できません。施設の準備が整ったら、法施行規則様式第19号（別紙様式）の「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」に必要な書類を添付して許可申請をした窓口へ提出して下さい。なお、施設の検査は時間かかる場合がありますので、専用の駐機場等、長時間駐機しても支障の無い場所を確保して下さい。

○使用前検査申請書の添付書類

当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面

### 5 実施の届出

移動式汚泥脱水施設の場合、許可申請時に稼働場所が特定できないため、稼働場所毎に実施の届出を提出していただきます。

届出は次のとおりお願いします。

- (1) 届出は稼働する場所ごとに、処理の開始の日から起算して7日前までに、稼働する場所を所管する保健所に提出して下さい。
- (2) 届出書は別紙様式によってください。
- (3) 届出書には次の書類を添付して下さい。

- ① 当該場所の位置図及び周辺図
- ② 当該場所の周辺の状況が判る現場付近の写真
- ③ 産業廃棄物処理施設設置許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ④ 当該場所での処理が許可条件を満たすことを証する書類

## 6 実施時の義務

移動式汚泥脱水施設の設置者は、当該施設が稼働する場所に産業廃棄物処理施設設置許可証の写し及び実施届出書の写しを備えなければなりません。また、次の事項を記載した縦、横それぞれ90cm以上の掲示板を見やすい場所に設けなければなりません。

- (1) 移動式汚泥脱水施設である旨
- (2) 設置者の住所、氏名及び電話番号
- (3) 実施場所、実施日、開始及び終了の時刻及び1日当たりの最大稼働時間
- (4) 処理実施予定量、処理後の搬出先
- (5) 技術管理者の氏名
- (6) 処理委託者の住所及び氏名
- (7) 連絡先

(例)

移動式汚泥脱水施設	
設置者	住 所
	氏 名
	電話番号
実 施 場 所	
実 施 日	
開始・終了の時刻	
1日当たり最大稼働時間	
処理実施予定量	
処理後の搬出先	
技術管理者の氏名	
処理委託者	住所
	氏名
連 絡 先	

90cm以上

90cm以上